

○東総地区広域市町村圏事務組合職員の管理職 手当支給規則

昭和 46 年 10 月 13 日
規 則 第 3 号

改正 昭和 48 年 4 月 19 日規則第 2 号

改正 昭和 56 年 7 月 1 日規則第 1 号

改正 平成 6 年 4 月 1 日規則第 1 号

改正 平成 18 年 1 月 23 日規則第 1 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 7 号

改正 平成 20 年 3 月 28 日規則第 1 号

改正 平成 22 年 3 月 30 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号。）第 2 条の規定により、匝瑳市職員の給与に関する条例（平成 18 年条例第 45 号。以下「匝瑳市給与条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により職員に対して支給する管理職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理職手当)

第 2 条 この手当の支給を受ける者の範囲並びに手当の額は、その者の派遣前に所属する団体の規則に準じ支給するものとする。ただし、事務局長及び参事については、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、前項の規定による手当の額に東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間等に関する条例（昭和 51 年条例第 1 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その

額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(支給制限)

第 3 条 手当は、職員が月の 1 日から末日までの期間全日数にわたって次の各号の一に該当する場合は支給しない。

- (1) 研修その他用務のため本務を離れて出張した場合
- (2) 勤務しなかった場合（公務上負傷しまたは疾病にかかり勤務しないことにつき承認のあった場合を除く）

(支給方法)

第 4 条 手当は、その月分の給料の支給定日に支給する。

2 新たに手当を支給する理由が生じたときは、その理由が生じた日から支給を開始し、手当の支給を廃止する理由が生じたときは、その理由が生じた日から支給を廃止する。

3 前 2 項のほか、手当の支給に関しては、匝瑳市給与条例第 7 条の規定を準用する。

(補則)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年 4 月 19 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 56 年 7 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 23 日規則第 1 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 7 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 2 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

手当の支給を受ける職	支 給 額	備 考
事務局長の職にある者	57,500 円	
参事の職にある者	37,600 円	